

1 平成元年7月18日 火曜日

鳥 取 県 公 報

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
たる翌日)

平成元年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定によ
り告示する。

目 次

◇告示 保険薬剤師の登録（保険課）

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

開発行為に関する工事の完了（五件）（〃）

◇運管告示 選挙管理委員会の招集

◇教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）

◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤田香苗	鳥薬第六九九号	平成元年五月十九日
松戸三千代	鳥薬第七〇一号	平成元年五月三十日
坂根真寿美	鳥薬第七〇二号	平成元年六月一日
佐倉章文	鳥薬第七〇三号	平成元年六月七日
尾崎知子	鳥薬第七〇四号	平成元年六月二十日
大源真美	鳥薬第七〇五号	平成元年六月二十一日

鳥取県告示第七百七十七号

鳥取県告示第七百七十六号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、
次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、
東郷町から東郷都市計画駐車場の決定に係る図書の写しの送付を受けたの
で、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦
覧に供する。

平成元年7月18日 火曜日

鳥 取 県 公 報

平成元年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百七十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年六月二十八日 鳥取県指令受鳥土維第百九十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字中實

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古海五四二一一

株式会社清水

代表取締役 清水昭允

鳥取県告示第七百七十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年四月七日 鳥取県指令受鳥土維第千百八十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂七丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動企業

代表取締役 田中宣一

鳥取県告示第七百八十号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年三月七日 鳥取県指令受都計三一一第三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市二本木字上大向

3 平成元年7月18日 火曜日

鳥取県公報

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木二七七一

松本健男

鳥取県告示第七百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年七月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年三月七日 鳥取県指令受都計三一一第三十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市二本木字西平垣

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松井義夫

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

平成元年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年七月十八日

鳥取県告示第七百八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年七月十八日

鳥取県選挙管理委員長 友 松 五 郎

一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十三年九月十六日 鳥取県指令受倉土維第十一六号

二 開発区域に含まれる地域の名称
倉吉市幸町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
倉吉市宮川町一八三一二

倉吉市幸町六〇二一一

山口 千恵子

山口 宣

倉吉市幸町六〇二一一

山口 譲

平成元年7月18日 火曜日

鳥 取 県 公 報

- 一 平成元年七月十八日（火）午前十一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
 三 議題 第十五回参議院議員常選挙について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年七月十八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一日時 平成元年七月二十日（木）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議願

1 平成元年度地方教育行政功労者文部大臣表彰について

2 その他

平成元年七月十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	スーパービジョン七 ディスクジョッキー	株式会社大一商会

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十号
 次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。